2026年11月16日

各　　位

会 社 名　GMOフィナンシャルゲート株式会社
代表者名　代表取締役社長　　杉山　憲太郎
（コード番号　4051　東証プライム）
問合せ先　取締役　　コーポレートサポート本部
本部長　玉井　伯樹
(TEL 03-6416-3881)

役員に対する業績連動型株式報酬制度一部改定に関するお知らせ

当社は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除きます。以下、断りがない限り同じとします。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」と言う。）を、2021年12月17日開催の2021年9月期（第23期）定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」と言う。）、導入しております。
今般、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の一部を改定し、当社株式を取得する資金として拠出する金額の上限の廃止、本制度に係る対象期間の変更、及び、当社株式とともに当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付することについて、一部改定（以下「本改定」と言う。）をした上で本制度を継続することに関する議案（以下「本議案」と言う。）を2026年12月18日開催予定の2026年9月期（第28期）定時株主総会（以下「本株主総会」と言う。）に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１．本改定の理由

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として本制度を導入しております。
今般、制度の自由度を高めるため、本制度に係る対象期間（下記２．（４）において定義します。）の変更及び取締役への給付について、役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金額相当の金銭を給付することとともに、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭について金額上限を設けず、本制度にかかる報酬の額の具体的な算定方法を定めるものです。

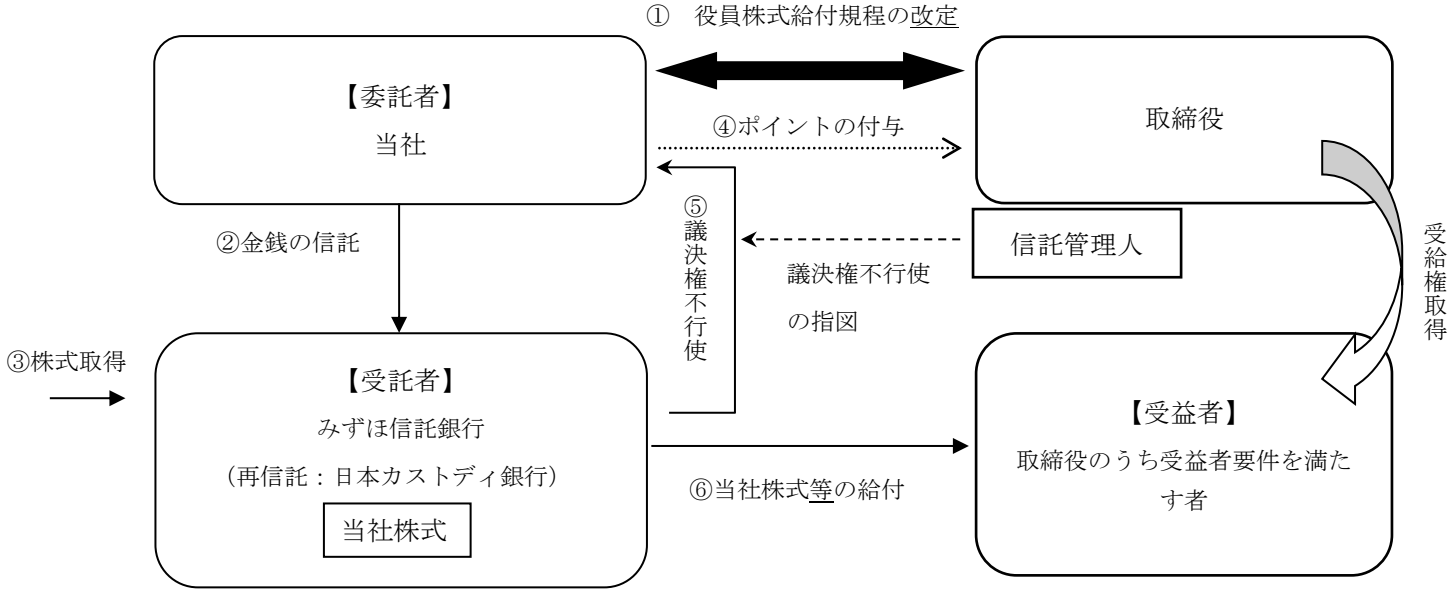
２．本改定の内容

本制度の内容を下記のとおり一部改定します。（主な改定箇所は、下線のとおりです。）

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」と言う。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」と言う。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として在任中一定の時期（ポイント付与後、２年を経過した時期）となります。ただし、退任取締役に関しては、退任後、所定の時期に当社株式等の給付を受けることとします。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



① 当社は、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を改定します。
② 当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、役員株式給付規程に基づき、各事業年度における業績達成度等に応じて、取締役にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、原則として、在任中一定の時期（ポイント付与後、２年を経過した時期）に、取締役のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」と言う。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

（２）本制度の対象者

取締役（社外取締役及び非常勤取締役は、本制度の対象外とします。）

（３）信託期間

2022 年９月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（４）信託金額

当社は、2022 年９月末日で終了した事業年度から 2026 年９月末日で終了した事業年度までの５事業年度（以下、当該５事業年度の期間を「当初対象期間（改定前）」と言い、当初対象期間（改定前）及び当初対象期間（改定前）の経過後に開始する５事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間（改定前）」と言う。）及びその後の各対象期間（改定前）を対象として本制度を導入しており、当初対象期間（改定前）に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための当社株式の取得資金として、60 百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間（改定前）に関して当社株式 4,700 株を取得しております。

本株主総会で、本制度の改定をご承認いただくことを条件として、当社は、2027 年９月末日で終了する事業年度から 2030 年９月末日で終了する事業年度までの４事業年度（以下、当該４事業年度の期間を「当初対象期間（改定後）」と言い、当初対象期間（改定後）及び当初対象期間（改定後）の経過後に開始する取締役会が都度予め定める期間（最短１事業年度、最長５事業年度とします。）を、それぞれ「対象期間（改定後）」と言う。）及びその後の各対象期間（改定後）を対象として本制度を継続することとします。

本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間（改定後）ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間（改定後）に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」と言う。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間（改定後）における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

（５）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、各対象期間（改定後）当たり当該対象期間（改定後）に係る事業年度の数に 6,000 ポイントを乗じた数のポイントであるため、各対象期間（改定後）について本信託が取得する当社株式の上限は当該対象期間（改定後）に係る事業年度の数に 6,000 株を乗じた数となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（６）取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき連結営業利益の目標値に対する達成度等を勘案し指名報酬委員会での協議を経て定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、6,000 ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数 60 個の発行済株式総数に係る議決権数 82,621 個(2026 年９月 30 日現在)に対する割合は約 0.1％です。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、在任中一定の時期（ポイント付与後、２年を経過した時期）までに当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」と言う。）。

（７）当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）の記載に従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、上記（１）の各時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

（８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

①名称	：株式給付信託（BBT）
②委託者	：当社
③受託者	：みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
④受益者	：取締役のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
⑤信託管理人	：当社と利害関係のない第三者を選定
⑥信託の種類	：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
⑦本信託契約の締結日	：2022 年９月 30 日
⑧金銭を信託する日	：2022 年９月 30 日
⑨信託の期間	：2022 年９月 30 日から信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上